

2 前項の規定により作成した著作物の複製物に
は、同項の規定の適用を受けて作成された複製
物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示
しなければならない。

3 第一項の規定により著作物を利用する者(以
下「申請中利用者」という。)が裁定を受けたと
きは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の
補償金のうち第一項の規定により供託された担
保金の額に相当する額(当該担保金の額が当該
補償金の額を超えるときは、当該額)について
は、同条第一項の規定による供託を要しない。

4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けた
とき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と
連絡をすることができず、至つた場合を除く。)
は、当該処分を受けた時までの間における第一
項の規定による著作物の利用に係る使用料の額
に相当するものとして文化庁長官が定める額の
補償金を著作権者のために供託しなければならない。
この場合において、同項の規定により供
託された担保金のうち当該補償金の額に相
当する額(当該補償金の額が当該担保金の額に
超えるときは、当該額)については、当該補償
金を供託したものとみなす。

5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分
を受けるまでの間に著作権者と連絡をすること
ができるに至つたときは、当該連絡をすること
ができるに至つた時までの間における第一項の
規定による著作物の利用に係る使用料の額に相
当する額の補償金を著作権者に支払わなければ
ならない。

6 前三項の場合において、著作権者は、前条第
一項又は前二項の補償金を受ける権利に關し、
第一項の規定により供託された担保金から弁済
を受けることができる。

7 第一項の規定により担保金を供託した者は、
当該担保金の額が前項の規定により著作権者が
弁済を受けることができる額を超えないこととな
つたときは、政令で定めるところにより、その
全部又は一部を取り戻すことができる。

第七十條第二項中「第七十八條第五項」を「第
七十八條第六項」に改め、同条第五項中「する
とき」の下に「(第七項の規定により裁定をしない処
分をする場合を除く。)」を加え、同条第七項を同
条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加え
る。

7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七條
第一項の裁定の申請を取り下げける旨の申出があ
つたときは、当該裁定をしない処分をするもの
とする。

第二章第九節の節名を次のように改める。
第九節 補償金等
第七十一條中「第六十七條第一項」の下に
「第六十七條の二第四項」を加える。
第七十二條第一項中「第六十七條第一項」の下
に「第六十七條の二第四項」を、「裁定」の下に
「第六十七條の二第四項に係る場合にあつては、
第六十七條第一項の裁定をしない処分」を加え
る。

第七十三條中「規定による裁定」を、「裁定又は
裁定をしない処分」に改め、その裁定」の下に、又
は裁定をしない処分」を加え、同条ただし書中裁
定」の下に「又は裁定をしない処分」を加える。
第七十四條の見出し中「補償金」を「補償金等」
に改め、同条第三項中「又は前二項」を、「第六
十七條の二第四項若しくは前二項」に改め、補償
金の」の下に「供託又は同条第一項の規定による
担保金の」を加え、もより」を「最寄り」に改め
る。

第七十七條第一号中「同じ。」の下に「若しく
は信託による変更」を加える。
第七十八條第一項中「記載して」を「記載し、
又は記録して」に改め、同条第九項を同条第十項
とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り
下げ、同条第三項中「交付又は」を「交付」に改
め、同条第二項の下に「又は著作権登録原簿のうち磁
気ディスクをもつて調製した部分に記載されてい
る事項を記載した書類の交付」を加え、同項を同
条第四項とし、同条第二項中「行なつた」を「行
つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 著作権登録原簿は、政令で定めるところによ
り、その全部又は一部を磁気ディスク(これに
準ずる方法により一定の事項を確実に記録して
おくことができる物を含む。第四項において同
じ。)をもつて調製することができる。
第八十六條第一項中「第三十條第一項」の下に
「(第三三條を除く。次項において同じ。)」を加え
「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改め、第
三十七條第一項」の下に「及び第三項、第三十七
條の二」を加え、第四十六條並びに第三十七條
を「並びに第四十六條から第四十七條の二まで」
に、及び第四十二條第一項」を「第四十二條第

一項及び第四十七條の二」に改め、同条第二項中
「第三十一條第一項」を「第三十一條第一項第一
号」に、「第四十一條、第四十二條又は第四十二條
の二」を「第三十七條第三項、第三十七條の二本
文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、
第四十一條から第四十二條の二まで又は第四十七
條の二」に改める。
第八十八條第二項中「第二項」を「第三項」に、
「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第四
項、第八項及び第九項」に改める。
第九十五條第十二項中「第七項」を「第八項」
に改める。
第九十五條の二第三項中第三号を第五号とし、
第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加
える。

二 第三十三條において準用する第六十七條第一
項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡され
た実演の録音物又は録画物
三 第三十三條において準用する第六十七條の二
第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡され
た実演の録音物又は録画物
第九十七條の二第二項中第三号を第五号とし、
第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加
える。

二 第三十三條において準用する第六十七條第一
項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡され
たレコードの複製物
三 第三十三條において準用する第六十七條の二
第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡され
たレコードの複製物
第三十三條第一項中「第三十七條第三項」の下に
「第三十七條の二(第一号を除く。次項におい
て同じ。)」を加え、第四十七條の三」を「第四
十七條の四から第四十七條の八まで」に、「第四十七
條の四」を「第四十七條の九」に、「第四十四條第
二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第二項
中「第三十七條第三項又は」を「第三十七條第三
項、第三十七條の二若しくは」に改め、規定」の
下に「又は次項若しくは第四項の規定」を加え、
同条第七項第一号中「第三十一條第一項」を「第
三十一條第一項第一号」に改め、第三十七條第三
項」の下に「第三十七條の二第二号」を加え、又
は第四十四條第一項若しくは第二項又は第四十七條の
六」に改め、同条第三号中「第四十七條の三第一
項」を「第四十七條の四第一項」に改め、同項第

四号中「第四十七條の三第三項」を「第四十七條
の四第三項又は第四十七條の五第三項」に、同項
を「これらの規定」に改め、同項に次の四号を加
える。
五 第一項において準用する第四十七條の五第
一項若しくは第二項又は第四十七條の七に定
める目的以外の目的のために、これらの規定
の適用を受けて作成された実演等の複製物
を用いて当該実演等を利用した者
六 第一項において準用する第四十七條の六た
だし書の規定に違反して、同条本文の規定の
適用を受けて作成された実演等の複製物を用
いて当該実演等の送信可能化を行つた者
七 第一項において準用する第四十七條の八の
規定の適用を受けて作成された実演等の複製
物を、当該実演等の同条に規定する複製物の
使用に代えて使用し、又は当該実演等に係る
同条に規定する送信の受信(当該送信が受信
者からの求めに応じ自動的に行われるもので
ある場合にあつては、当該送信の受信又はこ
れに準ずるものとして政令で定める行為)を
しないで使用して、当該実演等を利用した者
八 第三十三條の二第一項又は第三十七條第三
項に定める目的以外の目的のために、第三三
若しくは第四項の規定の適用を受けて作成さ
れた実演若しくはレコードの複製物を頒布
し、又は当該複製物によつて当該実演若しく
は当該レコードに係る音を公衆に提示した者
第九十一條第七項を同条第九項とし、同条第三項
から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項
の次に次の二項を加える。

3 第三十三條の二第一項の規定により教料用図
書に掲載された著作物を複製することができる
場合には、同項の規定の適用を受けて作成され
た録音物において録音されている実演又は当該
録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定
める目的のためにその複製物の譲渡により公衆
に提供することができる。
4 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で
第三十七條第三項の政令で定めるものは、同項
の規定により視覚著作物を複製することができる
場合には、同項の規定の適用を受けて作成さ
れた録音物において録音されている実演又は当
該録音物に係るレコードについて、複製し、又
は同項に定める目的のために、送信可能化を行
い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提
供することができる。